

ソフトウェア(無償提供版)利用規約

このソフトウェア(無償提供版)利用規約(以下「本規約」という)は、リックソフト株式会社(以下「当社」という)が無償で提供する別紙に記載するソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という)を利用するお客様(以下「お客様」という)による当該利用にあたり、その条件を定めたものです。

第1条 (利用契約の成立)

当社は、お客様が本ソフトウェアを使用またはそのインストールを行った時点で、本規約記載の内容に同意いただいたものとみなし、お客様と当社との間で、本ソフトウェアにかかる利用契約(以下「本契約」という)が有効に成立するものとします。

第2条 (使用の許諾)

1. 本ソフトウェアは、別紙に記載の提供条件(以下「提供条件」という)を満たすお客様のみ使用することができます。なお、本ソフトウェアの使用とは、本契約に従いプログラムのロード、実行、セーブもしくは画面入出力を行うこと、または関連資料(本ソフトウェアに付属するドキュメントをいいます。)を使用することをいいます。
2. お客様は、いかなる方法によっても本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングをすることや、本ソフトウェアを改変することはできません。
3. お客様は、本条項に基づき本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。
4. お客様は、本ソフトウェアを日本国内でのみ使用することができるものとし、直接的、間接的を問わず、日本国、米国およびその他の国の全ての法律・規則に違反して輸出してはいけません。

第3条 (保証)

本ソフトウェアは無償提供版のため、当社は、本ソフトウェアの動作およびお客様の使用目的への適合性等を含め、一切の保証を行いません。

第4条 (サポートの範囲)

1. 当社は、特段の事由がない限り、提供条件を満たしたお客様に対して、本ソフトウェアについてのサポートの提供を行うものとします。
2. サポートの内容や範囲は、別紙に記載するサポート内容のとおりとします。
3. 当社は、提供条件を満たさないお客様に対しても、書面による双方合意をした場合に限り、本ソフトウェア及びサポートの提供を行うものとします。
4. 当社は、いつでも本ソフトウェアのサポートの提供を中止することができるものとします。

第5条 (責任の範囲、免責)

1. 当社は、本ソフトウェアを現状有姿で提供し、本ソフトウェアの不具合や、それに起因した障害その他お客様が被った損害について、一切の責任を負いません。

2. 前項は、本ソフトウェアの使用が第三者の著作権を侵害する場合または当社の故意もしくは重過失による場合は適用されません。この場合、当社はお客様に対して、当該お客様から過去1か月に受領した金額を上限として、お客様が被った直接かつ現実に生じた通常の損害を賠償するものとします。

3. 当社は、当社の判断により第三者に本規約記載の業務を委託することができるものとします。委託にあたっての責任は、当社が負うものとします。

第6条（権利の譲渡）

お客様は、当社の書面による事前承諾なく以下の各項の行為を行ってはいけません。

1. 本ソフトウェアを第三者に販売、配布、譲渡、貸与、占有移転すること
2. 本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に移転、譲渡、担保の用に供すること

第7条（本契約の終了）

当社は、お客様が本契約に違反した場合には、何らの通知等を要することなく本契約を解除し、本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

第8条（契約終了時の処置）

本契約が終了した場合、お客様は、直ちに本ソフトウェア、バックアップ用複製を消去し、かつ、本ソフトウェアに関する資料を廃棄するとともに、当社が要求した場合にはその旨証明する書面をお客様の責任者名義で当社に提出するものとします。

第9条（優先関係）

本ソフトウェアの使用に関しては、本規約記載の内容をお客様と当社の合意事項とし、特段の定めがない限り、本規約の内容がお客様と当社間で適用されるその他の規約等に優先して適用されるものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、自らが暴力団、その関係団体、これらの構成員、関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと、及び過去に反社会的勢力ではなかったことを保証します。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします、これによって生じた損害をお客様に請求できるものとします。

第11条（協議）

本契約に規定されていない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、お客様および当社との間で誠意をもって協議し、決定するものとします。

第12条（準拠法・合意管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上

別紙

対象ソフトウェア

ソフトウェア名称	種別 (単体 / アドオン / その他)	提供条件	サポート内容
Redirect to other sites for Confluence	アドオン	以下の条件をすべて満たした場合に提供されます。 ① 当社から購入した有効期限内のアトラシアン製品ライセンスに対してインストールし利用すること ② 当社へ移行相談、または移行作業を依頼した	以下のサポート契約の範囲内でサポートが提供されます。 <ul style="list-style-type: none">RS 標準サポートサポートプラスサポートプラスプロ

以上